

ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

DOMESTIC TOPICS

商標の使用に関する審査の現状と審査便覧の改正

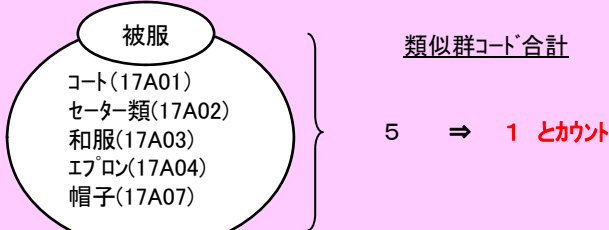
商標の出願書類(願書)には、その商標を使用する商品又は役務(サービス)を指定して記載しますが、平成19年4月までは、実際に出願人がそれら商品・役務に使用するのか、審査において判断されることなく登録が認められていたため、全く使用されていない商標(休眠商標)が乱立する問題が生じていました。

そこで、平成19年4月からは、広範囲(1区分につき8以上の類似群コード)にわたる商品・役務を指定した場合等には、特許庁が商標の使用又は使用意思の確認を求める運用がなされています。この運用については、特許庁発行の審査便覧に詳しく説明されていますが、本年3月の改正により、より具体的な説明が加えられました。

実務上の主な留意点は、以下のとおりです。

> 包括概念表示*を含む場合の類似群コードの数え方

<例> 第25類「被服」を指定した場合:

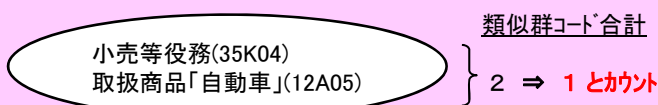


()内は類似群コード

*「包括概念表示」とは、上記「被服」のように、異なる類似群コードの付された個々の商品(コート等)を包括して表した表示です。

> 小売等役務を指定した場合の類似群コードの数え方

<例> 第35類「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定した場合:



詳細は、特許庁ホームページでご覧頂けます。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoku/kijun/kijun2/syohyoubin.htm>

なお、特許庁より使用に関する確認を求められた場合の対処法としては、次の3通りがあります。

- ① 指定した商品・役務に係る業務を行っていること、又は出願後3～4年以内に商標の使用を開始する意思があることについて、証明書類を提出する。(商品カタログ、事業計画書等)
→ これにより、商標の使用又は使用意思に疑義がないと判断された場合には、全ての商品・役務について登録を受けることができます。

- ② 一定数以下(1区分の類似群コードの数が7以下)になるよう、商品・役務を削除する。
→ これにより、残った商品・役務についてのみ登録を受けることができます。
- ③ 上記②の削除の代わりに、一定数以上の商品・役務について別の出願に分割する。
→ 休眠商標の問題を考慮すると、本来はこの方法では登録が認められないとも考えられそうですが、実際には分割出願により登録が認められているのが現状です。

[弁理士:足立ゆかり]

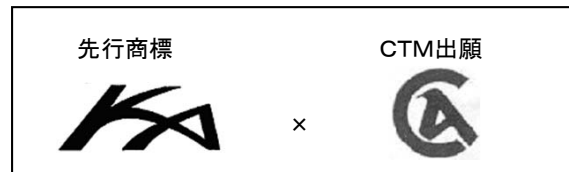
OVERSEAS TOPICS

欧州判例紹介

2011年3月22日判決 欧州裁判所(General Court) T-486/07

アルファベット2文字を組合せた商標の類否

欧州裁判所は、以下の2つの商標の間で出所混同のおそれ(Likelihood of confusion)が認められるか争われた事件において、指定商品(乗物及び附属品、他)の需要者は購買時に高い注意力を払うことを踏まえ、両商標の称呼(読み方)に共通性が認められるものの、外観(見た目)が顕著に異なっており、また、観念(意味)においても共通性がないことから、先行商標権利者の訴えを棄却する判決を下しました。



アルファベット2文字のみからなる商標は型式や品番表示に該当するため、乗物等の商品との関係において本来に識別力が認められないのは、日本に限らず欧州でも同じです。このため、アルファベット2文字を商標登録するには、永年の使用実績を立証するか、図形的な要素を加える必要があり、これらの特別な事情・要素をもって他の商標との類否が判断されます。

マドリッド協定議定書 WIPO Information Notice No.8/2011

欧州共同体指定一個別手数料の変更

2011年3月28日より、欧州共同体を指定した場合のマドリッド国際登録出願の個別手数料が以下のとおり変更されます。

	<変更前>	<変更後>
- 3区分まで	1,311CHF	1,111CHF
- 追加(1区分毎)	226 CHF	192 CHF

[弁理士:三上真毅]

